令和７年８月１日

８　月　号

税務と経営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島４丁目６番16号
新大阪ＮＫビル601号
ＴＥＬ（06）６８８５－３９９０
ＦＡＸ（06）６８８５－３９９１
URL http://www.ep-support.com/
E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

ヒント

視点変更　ハインツという老舗のケチャップメーカーは長い間、ケチャップをガラスの瓶に入れて売ってきました。利用者は瓶を上下に振ってそのケチャップを出すのが習慣でした。競合メーカーが現れ、ビニールチューブで「上下に振らずとも強く握れば素早くケチャップが出てくる」というセールストークで、シェアを上げてきた。ハインツはどうしたか。一切製品の仕様は変えずに、「ハインツのケチャップは自然のトマト素材をたくさん使っているので振ってもなかなか出てこないんです」という広告キャンペーンで対抗。健康意識の高まりもあり、大成功。弱点を強みに変えました。堀江貴文・齋藤由多加「弱者の兵法」kadokawa

税務ミニガイド

令和７年度税制改正により、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の1,000万円までの贈与税の非課税措置の適用期限を令和９年３月31日まで２年延長することとされました。

なお、受贈者は、結婚・子育て資金管理契約の締結日において18歳以上50歳未満の人に限られます。

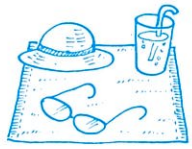

夕陽の利尻山（北海道）　鎌形　久／オアシス

防衛特別法人税

□防衛特別法人税の創設

令和７年度税制改正によって、我が国を取り巻く安全保障環境に鑑みて、防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として防衛特別法人税が創設されました。

□納税義務者、課税の対象

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人（人格のない社団等を含む）は、防衛特別法人税を納める義務があることとされました。そして、法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課することとされました。

□基準法人税額

基準法人税額は、次の法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く）です。

①所得税額の控除
②外国税額の控除
③分配時調整外国税相当額の控除
④仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
⑤戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
⑥控除対象所得税額等相当額の控除

□課税標準、税額

課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額です。

課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除した金額となります。

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に100分の４の税率を乗じて計算します。

□申告手続き

法人は、各課税事業年度の終了の日の翌日から２月以内に、税務署長に対し、その課税事業年度の課税標準法人税額その他の事項を記載した防衛特別法人税確定申告書を提出しなければならないとされました。

電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様です。

また、各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、課税事業年度開始の日以後６月を経過した日から２月以内に、税務署長に対し、防衛特別法人税中間申告書を提出しなければならないとされました。

なお、防衛特別法人税中間申告書を提出すべき法人がその防衛特別法人税中間申告書を提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し防衛特別法人税中間申告書の提出があったものとみなすこととされました。

□適用関係

防衛特別法人税は、令和８年４月１日以後に開始する事業年度から適用されます。

なお、防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和９年４月１日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

話の小箱

○「一石二鳥」とは、一つの石で、二羽の鳥をしとめる、「一つの行為で二つの利益を得る」という意味で、四字熟語だけに、中国の故事が語源のようですが、実は英語の決まり文句「to kill two birds with one stone」を直訳したものです。この言葉が日本に入ってきたのは19世紀なかば、1862年に刊行された英和辞典に掲載されています。語呂もよく、江戸時代末の漢学者の名訳です。

令和５年度分 会社標本調査結果について

国税庁は令和５年度分、会社標本調査結果を公表しました。この調査は、現在活動中の令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に終了した各事業年度について、一定の期日までに申告のあった内国法人の申告状況等をもとにして取りまとめたものです。この調査結果をもとに、我が国の最近の法人企業の実態について見てゆきたいと思います。

(1)会社標本調査とは

本調査は、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的として実施しているサンプル調査です。今回の調査は74回目で、日本全国で約231万社法人企業が調査対象になっています。

(2)調査内容

法人数全体は11年連続で増加し、そのうち、黒字の法人数は、前年度比1.9％増加の約115万社であり、３年連続で増加し、過去最大でした。一方で、赤字法人は前年度比1.5％増加の約180万社であり、４年連続で増加しました。

また、営業収入金額と所得金額についても、いずれも前年度より上昇し、過去最大の数値となりました。営業収入は、前年度比2.2％増加の約1,760兆円であり、所得金額についても、前年度比14.7％増加の約91兆円となりました。

(3)業種業態別の所得金額について

所得金額の増加額・増加率を業種別にみると、増加額が最も大きいのは、「機械工業」、次いで「小売業」、「建設業」となっており、増加率が最も高いのは、「食料品製造業」、次いで「農林水産業」「出版印刷業」となっています。一方で、所得金額の減少額・減少率を業種別にみると、減少額が最も大きいのは、「運輸通信公益事業」、次いで「鉱業」、「化学工業」となっており、減少率が最も大きいのは、「鉱業」、「次いで「繊維工業」、運輸通信公益事業」となっています。

ナマの税務相談室

死亡一時金等の課税関係

Q 遺族が請求して受け取る次の金額は、未収金として相続財産にしなければならないでしょうか。

1　健康保険、国民健康保険に定める請求
　①　傷病手当金
　②　健康保険埋葬料、家族埋葬料、国民健康保険葬祭費
2　国民年金、厚生年金
　①　死亡一時金

A 国民年金法第25条では、「租税其の他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として課することはできない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りではない。」旨の規定があります。したがって、死亡した者の遺族が同法の規定に基づいて支給を受けた「死亡一時金」については相続税の課税の対象とはされません。

このことは、厚生年金保険法第41条第２項においても同様の規定がありますので、同法の規定に基づいて死亡した者の遺族に支給される老齢厚生年金以外の給付金については、相続税の対象とはされません。(相続税法基本通達３―46参照)

なお、健康保険法第62条では「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することはできない」旨の定めがあり、また、国民健康保険法第68条においても同様の規定があります。したがって、これらの法により給付を受けるべき者と規定されている者が、これらの法の規定に基づいて支給を受けた金品については相続税の課税の対象とはされません。ただし、これらの法の規定により給付を受けるべき者とされた者が死亡した後にその死亡した者に支給されるべきであった金品がその死亡した者の相続人等に支給された場合には本来の相続財産に該当します。

企業版ふるさと納税と今年の税制改正

企業版ふるさと納税では、国認定の地方自治体事業に寄附を行うと、寄附金の最大約９割が寄附法人の税負担の軽減(損金算入と税額控除)になります。但し、個人版ふるさと納税の返礼品のような代償としての経済的な利益の供与は禁止です。

でも、内閣府の企業版ふるさと納税Ｑ＆Ａによると、寄附企業やその関連企業が寄附活用事業など自治体が取扱う事業の契約相手となることは、入札・契約上の公正なプロセスを経た上であれば、問題なしと解説しています。

それだけでなく、令和２年10月からは、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として、寄附をした企業の従業員を採用する事を前提に、地方自治体に寄附をする、企業版ふるさと納税（人材派遣型）すら創設されています。人材派遣型ふるさと納税の最大の特徴は、派遣した従業員の給与がふるさと納税寄附金から拠出される点です。

ところが、内閣府は、企業版ふるさと納税を利用した事業で、内閣府令が禁じる寄附に対する利益供与に当たると判断し、2024/11/22に福島県国見町への地域再生計画を取消しました。

その企業寄附は、グループ企業の計３社から計4.3億円、町は寄附を原資として新事業を企画し受託会社を公募、寄附社のグループ企業１社のみが応募し受託、開発製造はそのグループ内の他企業に委託となっていました。この事案で、寄附金が寄附グループ内に還流する構図が問題視され、町議会は百条委員会を設置して調査し報告書を公表、町も第三者委員会を設置し、報告書をまとめていた、という経緯がありました。

今年の税制改正は、問題の所在を寄附活用事業の実施における不透明性だったとして、寄附受領団体の報告書の提出を義務付けることによる執行上のチェック機能の強化を盛り込みました。

認定取り消しとなると、企業版ふるさと納税による最大９割の税負担減少の効果が消失します。しかし、そういうリスクを恐れて企業が寄附を見送る傾向が強くなると、企業版ふるさと納税を企業から遠ざけることになります。予測可能性の確保も企業の要望でもあります。

どこもかしこも夏休み。税務署も定期異動直後で夏休み気分もあって、税務行事も少なく、一服状態。

7日は立秋。季節は秋へ。

「八月のかすかに海を去る匂ひ　直人」

「山蟬や霧降る樹々の秋に似て　亜浪」

蝉のオシッコは飛ぶために身軽くなるためだとか。

「八月やひと山売りのへぼ胡瓜　真砂女」

7日立秋、23日処暑

８月の税務メモ

(国　税)		(地方税)
○７月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	12日	○７月分個人住民税特別徴収分の納付
○６月決算法人の確定申告	9月1日	○６月決算法人の確定申告
○12月決算法人の中間(予定)申告	〃	○12月決算法人の中間(予定)申告
○個人事業者の消費税中間申告	〃	○個人事業税の第１期分納付
	〃	○個人住民税の普通徴収第２期分納付
	〃	○個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。

失敗する人には二種類ある。
考えたけれども実践しなかった人と、
実践したけど考えなかった人だ。

（教育学者　ローレンス・ピーター）